

平成29年分の確定申告から 医療費控除が改正されます

医療費控除の申告が変わります

①医療費控除の明細書作成

従来の領収書添付の代わりに、医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付が必要になります。ただし、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来どおり領収書の添付に代えることもできます。

②医療費通知の添付

医療保険者から交付を受けた医療費通知(※)を医療費控除の明細書に添付すると明細書の記入を省略できます。※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものに限ります。

- ①被保険者の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

③医療費の領収書の保管

医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。(税務署から領収書を求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

医療費控除の明細書に医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載された内容の領収書は保管不要です。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が 創設されました

適切な健康管理の下で、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組み(※1)を行う人が、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品(※2)を購入した際に適用できる医療費控除の特例です。

※1 一定の取組みとは・・・

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種
- ・勤務先で実施する健康診断
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種検診(健診)
- ・その他(健康の保持増進及び疾病の予防するための取組み)

※2 スwitchOTC医薬品とは・・・

今まで医師が処方していた医薬品が、薬局やドラッグストアで購入できるよう認可されたものです。

一部の対象製品のパッケージには、セルフメディケーションの対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

①所得の控除額

その年中に支払った額－保険金等で補てんされる額
－12,000円(控除の上限88,000円)

②セルフメディケーション税制の適用を受ける際の必要書類

①セルフメディケーション税制の明細書

医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。(税務署から領収書を求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

②一定の取組みを行ったことを明らかにする書類

インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書、定期健康診断の結果通知表、各種検診(健診)の領収書又は結果通知書、その他(一定の取組みを行ったことが分かる書類)

※氏名、取組みを行った年、事業を行った機関の記載があるものに限ります。

セルフメディケーション



(注) 医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を併用することはできません。

また、確定申告書を提出された場合には、その後において選択変更を行うことはできません。

◇医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書は、税務課・各総合支所・各出張所に備え付けてあります。

問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234

厚狭税務署からのお知らせ 2月15日以前は申告会場を開設していません

2月15日困までは限られた人員、スペース等での相談体制としていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、郵送・窓口提出は2月15日困以前でも受け付けています。

スマホ、タブレット端末等をご使用の人はこちら
※右記コードのURLは今後変更する場合があります。

確定申告書はパソコンだけでなく、スマホ、タブレットからも確定申告書作成コーナーで簡単に作成できます。



税務課からのお知らせ

平成26年度に

地籍調査のあった土地について

平成26年度に地籍調査のあった土地について、平成29年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成29年度の評価額や税額が変更されています。

あなたの住宅用地は変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成29年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成29年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

◆家屋を新築・増築・改築された場合

平成29年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成30年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。

◆家屋を取り壊された場合

平成29年中に取り壊された家屋は、平成30年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

償却資産の申告を忘れずに 申告期限:1月31日

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により平成30年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

平成29年中に10KW以上の太陽光発電を開始された人は、償却資産の申告をしてください。

平成28年3月31日までに太陽光発電を開始された人で、申告時に必要な書類の添付があれば、3年間課税標準額が2/3になる特例が受けられます。

平成28年4月1日から平成29年12月31日までに自家消費型太陽光発電を開始された人で、申告時に必要な書類の添付があれば、3年間課税標準額が2/3になる特例が受けられます。

問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234

各種相談

年金相談

1月10日 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市民会館
予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業相談

1月9日 9時～11時30分 農業委員会事務局
予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

職業相談

1月10日 10時～11時 美東センター
12時30分～16時 サンワーク美祢
1月24日 10時～11時 嘉万公民館
12時30分～16時 サンワーク美祢
問い合わせ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権相談

1月10日 13時30分～16時30分 秋芳地域福祉センター
1月17日 10時～15時 美祢市民会館
1月24日 13時30分～16時30分 別府公民館
問い合わせ先 山口地方務局人権擁護課 ☎083(922)2295

行政相談

1月17日 10時～12時 美祢市民会館
1月24日 13時30分～16時30分 別府公民館
問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5230

心配ごと相談 毎週水曜日13時30分～16時30分 (※美東地域は16時まで)

1月10日 美祢市社会福祉協議会、秋芳地域福祉センター
1月17日 豊田前公民館、※美東地域福祉センター
1月24日 美祢市社会福祉協議会、別府公民館
1月31日 美祢市社会福祉協議会
問い合わせ先 美祢市社会福祉協議会 ☎0837(52)5222

司法書士による無料法律相談会

1月11日 13時～15時 美祢市役所
※2月1日 13時～15時 秋芳総合支所
(※1月25日 予約開始)

弁護士による無料法律相談

1月18日 13時30分～15時20分 美祢市役所
(1月11日 予約開始)
予約先 市民相談室 ☎0837(52)5230